

厚 生 委 員 会

令和 3 年 6 月 8 日 (火)

厚生委員会

日 時 令和3年6月8日(火) 午前10時00分開会—午前10時47分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、中原副委員長、谷崎、奥野、反保、和田、出口、道工

欠席委員 なし

傍聴議員 松尾、辻下、竹原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部総括理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長

松本しあわせ創造部理事

松下しあわせ創造部理事兼子育て支援課長

堀口保険年金課長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードにお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

それでは、案件1、付託案件について。6月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第44号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第3次）について」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 それでは、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第3次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳出をご覧ください。

4衛生費、2清掃費、循環型社会形成推進地域計画策定事業費といたしまして、275万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、委員会資料の2ページをご覧ください。

1循環型社会形成推進地域計画策定の理由としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に施行され、過疎地域の指定を受けることとなりました。指定を受けたことにより、循環型社会形成推進交付金の交付対象団体となったことから、この循環型社会形成推進交付金を活用し、一般廃

棄物の処理に関する事業のための特定財源の確保を図るため、循環型社会形成推進地域計画を策定するものです。

続きまして、2 循環型社会形成推進交付金の内容につきましては、国が定める循環型社会形成基本計画を踏まえ、廃棄物の3 R、リデュース・リユース・リサイクル施策を推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、廃棄物処理、リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図るための事業等に要する経費に交付されるものです。

この交付金を活用し、本町での今後の取組としまして、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業、交付率3分の1や、施設整備に関する計画支援事業、交付率3分の1などへの活用を考えております。

続きまして、委員会資料の3ページをご覧ください。

3 支援制度の特徴としましては、3つの特徴が上げられています。

①柔軟な計画と予算配分が可能であること。②目標設定と自己評価が重視されること。③国と地方が構想段階から共働りし、循環社会づくりを推進することが大きな特徴となっております。

続きまして、4 循環型社会形成推進地域計画につきましては、計画期間はおおむね5年間で、その内容は大きく分けて4つの構成となっております。

①基本的な事項では、対象地域、計画期間、基本的な方向を。②循環型社会形成推進のための現状と目標では、一般廃棄物等の処理の状況と目標を。③施策の内容では、発生抑制、再使用の推進、処理施設の整備などを。④計画のフォローアップと自己評価の4つの構成となっております。

循環型社会形成推進交付金を活用するため、その交付要件である循環型社会形成推進地域計画の策定を行うものです。以上、当委員会付託分、計275万円を増額補正するものです。

説明は以上です。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんでしょうか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 今説明を聞いていたのですけれど、難しいなんですけど、一応確認の意味で聞かせてほしいのですけれども、この一般廃棄物の処理に関する事業のためと書いているのですけれど、何を目標にしているのか。

私は思うのですが、この岬町の焼却場ですか、ああいう焼却場を目標にして考えているのかどうか、その辺の確認で一度聞きたいのですけれども。

坂原委員長 答弁をお願いします。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 ごみ処理施設の設備のことです。燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備などの更新を考えております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 私は思ったのですが、焼却場はもう年数も経っているし、建て替えの時期が来ているので、その方向に行くのかと思ったのですが、中の器具を替えるような内容ですか。前に町外へお世話になって焼却したらいいという話もあったりしたのだけれど、町で行っていくのだというように聞いたと思うのですけれども、そういうあれがあるのだったら、この際そういう方向へ持っていけばいいと思うのですけれど、どうですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 委員おっしゃるとおり、現在のごみ処理施設は昭和61年から稼働しておりまして、平成12年に基幹改造を行い、当初稼働から36年、基幹改造から20年経過しております。各設備も経年劣化はありますが、焼却炉をはじめ、排ガス設備などの主要な部分の更新を行いながら、当面の間は自己処理をしたいと考えております。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 それはそれで結構です。できたらね、焼却場のあれしていただきたいのですけれども。

それか、この今度275万円という予算が出ていますが、この循環型形成推進事業計画について、275万円のお金でこの計画ができるという意味ですか。これは275万円とどういう試算で出してきたのか。今で言ったら難しいのか分からないけれども、ややこしければ結構ですけど、275万円というのがこれで循環型で出しているのですが、それはどこか目標があって出しているのか、その点はどうですか。

坂原委員長 答弁できますか。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 循環型社会形成推進地域計画の策定委託料につきましては、業者から見積りを取って計上しております。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 補足説明を少しさせていただきます。

今、和田委員の質問については、要は今まで100トン未満については、国のそういった交付金と補助金というのが出ていなくて、延命処置を図りながら経年劣化を食い止めてきているわけなのですけれども、今回先ほど説明のあったように、循環型社会形成推進交付金のその対象になったことから、やはり今先ほど担当の者が説明したように、中の施設を一部改修するとしても、計画を立ててそれを国へ出して認めてもらってですね、我々事業を行うわけなのですけれども、一応計画を立てることによって、この事業については認めていこうということになったことから、今回まず計画書をつくるための予算を上程させていただいていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 委員会資料2ページの下のところですが、本町における今後の取組という三角のしるしがあったその下ですね。廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業交付金、交付率3分の1。もう1つ施設整備に関する計画支援事業、交付率3分の1。2つの改良事業と支援事業がありますが、3分の1ずつ交付いただけるということで、まだまだこれから計画書をつくっていくという内容になってくるかと思いますが、概算でどれぐらいを見込んでいるかとか、できるのであれば金額、駄目だったら駄目で結構ですが、見込んでおられるかというのをできればお願いします。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 概算費用につきましては、これから計画に入れていきますので、まだ把握しておりません。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 これから詳細に計画をつくっていただきたいと思います。

それで、これは3ページの中ほどにおおむね5年間というような計画内容になっておりますけれども、指定は10年ぐらいの時限立法であったと思いますが、5年の計画を立てるといった内容でしょうか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 計画自体につきましては、5年と考えております。

奥野委員 結構です。

坂原委員長 ほかに、質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 今回、提案される計画の策定を業者に委託するということかと思えますけれど、過疎地域に指定されたことで、この交付金の活用がもともと人口とか面積規模で制限があるので、以前岬町は対象外だったわけですね。それが活用できるということになって、そのメリットを活かすということは、いいことだと思うのですね。

それで、先ほどこの計画を立てた上で交付金を受けて、修理や整備をする施設について3つほど上げておられたかと思えます。それで、この計画の中に、具体的な事業名も入れるということになるわけですが、それはそこに掲げようとしているのは、先ほどおっしゃられた、燃焼設備をはじめとする3つをそこへ盛り込もうとお考えということでイメージをすればいいのかということが1点目です。

それから、この策定はいつ完了させようと考えているのか。また、この計画書そのものがまとまったら、議会にご配付いただけるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目につきましては、ごみ処理施設の燃焼設備、排ガス冷却設備、排ガス処理設備などのごみ処理施設を構成する重要な設備というふうに考えていただければいいと思えます。

続きまして、この計画期間ですが、令和4年から9年の5年間の中で行っていくと考えております。計画ができましたら、配付なりさせていただきたいと思えます。

計画のできる時期につきましては、11月末には完成したいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。先ほどおっしゃられていた3つの設備について上げておりましたが、それが委員会資料2ページで書かれているところのその基幹的設備

と呼ばれている、重要なというように説明されましたけれども、そういうことかと理解をいたしました。

それで少しよく分からないのが、2ページ目の一番下の二重線で囲んである、「本町においては」のところの後半部分なのですが、施設整備に関する計画支援事業、交付率3分の1などへの活用を考えておりますという文言があります。それで、その施設整備に関する計画支援事業という言葉と全く同じものが3ページの大きな4番、地域計画の③の中頃の4つ目にも書いてあるわけなのです。これはこれと同じものを指しているということなのですか。何か少しこの関係性がよく分からなくて、私は、その地域計画というものをつくらないことには交付金が受け取れないので、それをつくるということが今回の提案だということは分かっているのですけれども、この2ページの二重線で囲んである中のものは、計画の中からその抜粋したものと捉えていいのか、その関係性というか、そのあたりを説明いただけるとありがたいと思います。

それから、今回ご提案されているので、大阪府下の幾つかの地域計画を定められる自治体の計画についても、参考にインターネット通じて確認をしたのですね。それで、大きな4番の地域計画の中で、②の目標のところなのですが、ここは一般廃棄物に関わる状況と目標ということが掲げられておりますけれども、地域によっては、生活排水処理についても目標を持っているところがあったりするわけですね。具体的に言うと、公共下水道や合併処理浄化槽の処理に関わる目標なのですが、岬町においては、その生活排水処理については、この地域計画の中には入れないと捉えていいのかお聞きしたいというのが2点目です。

それから、③の施設の内容に関わってですが、この最後の中頃のその他の施策というところが一つ大切になってくる場所かと思えます。ここはどういうことをお考えになっているのか、これからつくるからまだ考えていないのかもしれないのですけれども、要は3Rをどう進めるかという視点に立って、施策をここに書くということになるわけなのですが、もし今後のことでいろんな対策でお考えのことがあれば、お聞きしておきたいと思えます。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目につきましては、施設整備に関する計画支援事業といたしますのは、廃棄物処理設備事業、先ほど言いました重要な設備の更新である場合

に、仕様書などが必要になってきますので、それに係る実施のために必要な書類などの作成をお願いするものです。

2点目の生活排水処理ですが、今のところごみ処理施設をメインに考えていますので、計画をつくっていく段階で、委託先の業者と打合せをしながら決めていきたいと考えております。

3点目のその他の施策につきましては、まだ計画段階ですので、そこまではちょっとまだ考えておりません。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先ほど、和田委員からも、広域化に関わる質問が出たかと思います。それで今回このような提案をなさるということは、他市町との共同運営だとか広域化ではなく、岬町単独でごみ処理に関わる事業を今後も行っていくということだと理解しているのかと思っておりますが、念のため確認をさせていただきます。

その点については以前も議論があつて、いろいろ調査もされて、結果的には町単独のほうが経費としても安くつくのではないかという結論がその時点では出たかと思いますが、今回このような形でご提案いただくということは、今後も少なくとも一定期間にわたっては単独で処理を進めていくということを確認しているのかお聞きするのが1点と。

それからもう1点なのですが、大きな4番の地域計画の③の一番初めの中頃で、発生抑制・再使用の推進に関わってお尋ねをしたいと思っております。これ、まだこれからの計画を立てられるところですので、分からない点もというか、今のところまだ具体的な計画については検討されていないのかもしれませんが、よその市区町村等を見ておきますと、この発生抑制や再使用の推進のところ、ごみの施設への直接搬入に関わっているところがあったのです。それで、少し具体的にお尋ねしたいことがありますので、この機会にお尋ねいたします。

美化センターへの持込みごみの問題なのですが、仮にですが、この厚生委員会の所管ではありませんけれども、空き家対策を岬町としては進めておられますよね。それで、危険家屋の認定等も行って、大規模な調査をもとに、お宅は危険ですので、撤去してくださいというような管理上の通知を送ったりしている、そういう事業を取り組まれていると思っております。

それに伴って、持ち主である方が家屋の撤去をなさろうということが発生した場合ですね、実際に家屋の取壊し等を行うのは事業者、業者になるかと思うのですが、その家の中にあるものの排出ですね、それを本来持ち主が排出するわけなのですが、そのときのごみなども美化センターに運び込まれるということがあるのではないかと思います。それでその場合ですね、事業者がサービスでごみを搬入したというときの扱いはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目のご質問にお答えします。

現施設での具体的な償却可能年数等は分かりませんが、当面は設備更新や修繕を行いながら、自己処理を継続していきたいと考えております。

2点目の、業者委託された場合でもボランティアでということであれば、個人の方が一緒について行く場合は、岬町で取れないごみ以外は、個人が排出されたということで取るようにしております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 少し踏み込んだ質問で申し訳ないのですが、個人が一緒に行けない場合、例えば何らかの証明書を発行するとか、そういう形で搬入をするというのは難しいのでしょうか。

というのが、その危険家屋になる家は、相続等の関係でもう今そこには住んでいない、何代か前の家族に当たる人が住んでいて、そのまま放置されていて、危険家屋になってしまったというようなケースが多いのかと思うのです。それで、そういった家屋が撤去されるとか、そういうことが進むというのは、町全体にとってもまちづくりにおいても利益につながるかと思うのです。それを進めていくということになったときに、持ち主に当たる人が遠いところに住んでいたりして、一緒に車に乗って処分場へ行けないと、また自ら運べないというようなときに、例えばですよ、自分は危険家屋の撤去にこの業者に委託しましたと、ただ自分は遠くに住んでいて行けないから受け入れてくださいと、処分したいのは自分なんですという、そういったことを手続として検討していくようなことは考えられないのでしょうか。もうこの件は、お答えいただいたら終わりにしますね。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 その点につきましては、業者が委託をしました場合、その処分料に含まれているというのが原則になっていると思うんです。副委員長おっしゃっているのは、残置物の中にある家具類とかをおっしゃってるんですね。そういった場合は、危険家屋であるとかでしたら、担当部署・建築課に話を聞いて、内部調整することも可能ですが、今のところ個人さんが行けない場合は、請負金額に入ってるものとみなしますので、少し難しいと考えております。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 今、中原副委員長、この3ページの一般廃棄物等の中に、下水処理を考えていないのかと言ったのだと、その回答は言ったのかな。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 主にごみの焼却場のことを考えておりまして、計画を作っているときに、入れるか入れないか判断したいと思います。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 さらに考えていただくのであったら、やはり下水は入れてほしいという要望をしておきます。

坂原委員長 ほかに。

谷崎委員。

谷崎委員 すみません、2ページの交付率3分の1なのですが、府からの補助などはつかないのですかねこの件は。

坂原委員長 答弁をお願いします。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 国の補助となります。

坂原委員長 谷崎委員。

谷崎委員 合併処理場などは、国・都道府県・市町村がそれぞれ約3分の1ずつ供出できると、そういうものはないのでしょうかという意味なのですが、ございませんか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 この計画の中に盛り込んだ事業に対しての3分の1となりますので、国からの補助となります。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第44号は、本委員会において可決されました。

議案第46号「動産買入れ契約の締結について（コミュニティバス）」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 確認だけさせていただきたいと思います。

今回同じような車を2台、コミュニティバスですね、ポンチョという。今、緑色の走っているのと同じようなバスをもう1台ということだと思いましたが、参考に、1台目の金額だと業者は、参考に教えてください。落札金額、1台目の業者と。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 令和2年度につきましては、税込みで2,080万1,000円。業者につきましては、大東陽となっております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 2,080万円、これ消費税も込みということですかね。若干は前回よりは高くなっているというような感じですね。仕様も全く一緒でしょうか、色も。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 仕様につきましても色につきましても、同じものとなります。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 同じような色が2台走るということになろうかと思いますが、これが1号車・2号車と、何か分かるような表示もあってもいいのかと思いますので、それはまたご検討をお願いします。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第46号は、本委員会において可決されました。

議案第50号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 今回の提案ですが、内容としては、国民健康保険の加入者についても、昨年度行っていた傷病手当金を継続して行えるように、継続かつ安定的にといいますか行えるように。

また、上位法の変更に対応するというものかと思っているのですが、私がかねてからその対象を、国保に傷病手当がなかったものですから、対象になったということはよかったと思っているのですが、相変わらず被用者に限るわけですよ。これを事業主にも拡充するべきだということを主張してきたわけですから

ども、その点については、独自の努力も含めて改善が図られないのか、この機会に改めてお尋ねします。

それから、この制度はですね、新型コロナウイルスに罹患した場合、要は陽性者ということになって、そうなったら、当然のことながら4日以上連続して就労というにならないわけですが、ですので対象になるということになりますけれど、感染の疑いがあるって4日以上連続出勤しないという、その疑いということにおいても対象になるわけなのです。ですので、そのあたりは改めてよく周知する必要があると思いますが、このあたりの周知についても、何か行われる予定があればお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 答弁をお願いします。

堀口課長。

堀口保険年金課長 個人事業主につきましては、昨年度から対象としていませんが、今年度につきましても対象としていません。パートタイムやアルバイトなど、給与の支払いを受けている被用者を対象にしているため、対象としておりません。ただ、個人事業主の家族で、青色事業専従者または白色事業専従者につきましては、対象としているところです。

次に、感染が疑われる者についても対象としており、その制度の周知につきましては、国民健康保険料の本算定、6月の本算定のときに、保険料の決定通知書を各世帯に送付しております。その際に、保険料の算定方法や制度の説明等のチラシも同封していますが、そのチラシの中にこの傷病手当金の案内についても掲載しているところです。

また、ホームページにつきましても、制度の掲載をしており、申請書もダウンロードできるようにしているところです。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 制度について、これまでもお知らせの努力をされていたところだと思いますし、申請する場合にダウンロードもできるようになさっているということで、制度の周知徹底を一層強めていただきたいと思います。

それで、1点目にお答えいただいた事業主は対象外ということは、なかなか改善されないようでありますけれども、今後個人事業主も対象として、町独自も含めて、ご検討いただくように要望しておきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第50号は、本委員会において可決されました。

本委員会に付託を受けました議案3件については、全て議了しました。

続いて、案件2「その他」に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんでしょうか。

奥野委員。

奥野委員 コロナワクチンの関連で、少し確認したいことがあります。

今朝、ニュースを聞いていて、視覚障害のある方の案内を、ほかの市町村だと思うのですが、案内を出したのだけれど、その案内が点字ではなかったのも、その案内が分からなかったというようなニュースがありました。ほかの市町村では度々そういうのが出ているようですけれども、町内ではそういう事例はないと思うのですが、確認させてください。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 配慮が必要とされる方の接種券につきましては、十分気を付けて対応する必要があると思います。ただ、視覚障害者の方についての点字用の接種券は用意しておりませんが、障害者福祉の担当が把握をしておりますので、個別で対応をさせていただきたいと思っております。

坂原委員長 ほかに、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、私から1点だけ確認がございます。

担当課に確認ですが、今後のワクチン接種のスケジュールについてであります
が、先日本会議の1日目の一般質問の中でそういう答弁がございました。それ以
後、何かまた新しいことがあったのか。なければ、また再度ここでその今後のス
ケジュールについて、次の優先順位ですね、ここで再確認をしたいと思うので
すが、どうかよろしくをお願いします。

松井部長、どうぞ。

松井しあわせ創造部長 現在65歳以上の高齢者の方の接種を順次行っているところ
でございます。次は64歳以下の方の接種を進めていく必要がございます。つきま
しては、65歳以上の高齢者の接種状況も踏まえまして進めていく必要があり、
昨日でも国では、65歳以上の高齢者は1日当たり80万回の接種が日々全国で
行われてるというところで、岬町においても1週間当たり約1,000回から1,
100回程度の接種が行われております。週5日稼働ということで、1日換算し
ますと約200回から220回程度の接種が行われていまして、こちらにつきま
しては医療機関のご協力のおかげで接種が順調に進んでいっているところでござ
います。

順調よくこのまま高齢者の方の接種が進んでいきますと、7月の中旬あたりで
は65歳以上の高齢者の方、1回目の接種が終わる頃になります。その頃を見計
らって、次に64歳以下のコロナワクチンの接種を進めていくように、今、計画
を立てているところでございます。

具体的には、64歳以下のワクチンの接種につきましては、大きく3つに分け
て考えております。まず3つのうち最初に優先される方につきましては、年齢で
60歳から64歳までの方、及び基礎疾患を有する方、及び高齢者等の入所施設
に従事される方が優先される範囲でございますが、その範囲の方につきましては、
6月の末に接種券を郵送させていただきまして、7月の中旬には手元に接種券が
届く予定をしております。接種券が届き次第、予約を受け付けできるようになっ
ております。

続いて、次に優先される方は40歳から59歳の方で、7月の中旬頃に接種券
の発送をさせていただきまして、接種の予約をしていただく。

続いて、16歳から39歳までの方につきましては、7月下旬に接種券を発送

しまして、予約を入れていただいて、ワクチンの接種を進めていっていただくというように考えております。

接種の方法につきましては、65歳以上の高齢者の方と同様に、個別接種を中心に、与田病院によります集団接種で進めていきたいと思っております。

また、今後のスケジュールにつきましては、6月15日付の各戸配布で、住民の方に周知をさせていただきたいと思っておりますので、各戸配付にはもう少し具体的な表現でさせていただきたいと思っております。

坂原委員長 引き続き、ワクチンの円滑な接種に向けて、尽力をお願いしたいと思います。

ほかに、ございませんでしょうか。

その他で、ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時47分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年6月8日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝